

愛川町省エネ家電買替え購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球環境への負荷が少ない低炭素社会の実現及び地球温暖化防止に寄与することを目的として、自らが居住する一戸建て住宅及び共同住宅において既存家電製品から省エネ家電製品に買替えた者に対し、予算の範囲内で愛川町省エネ家電買替え購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則（昭和55年愛川町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「省エネ家電製品」とは、次に掲げる機器をいう。

- (1) 日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。次号において同じ。）C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度を2027年度以降のものに限る。）が100%以上であるエアコンディショナー
- (2) 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度を2021年度以降のものに限る。）が100%以上である電気冷蔵庫

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者とする者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 町内に住民登録がある者
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 自ら居住する町内の一戸建て住宅（共同住宅を含む。）に設置しているエアコンディショナー又は電気冷蔵庫を省エネ家電製品（未使用のものに限る。）に既存製品から買替えするために、町内の家電販売店等において、令和8年2月2日から同年9月30日までに「愛川町省エネ家電購入費補助金交付申請予定届出書」を提出し、確認を得た者であること。
- (4) この要綱により既に補助金の交付を受けていないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、省エネ家電製品に買替えるために購入店舗のポイントを利用せずに購入した経費、(家電リサイクル料を除く)設置工事費及び配送料を含めた合計額の1/2の額とし、50,000円を上限とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金の対象となる省エネ家電製品の台数は、いずれか1台を限度とする。

(購入予定の届出)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、省エネ家電製品を購入する前に、購入する予定の省エネ家電製品の価格、設置工事費及び配送料の額（値引きがある場合は、当該値引き後の額）が記載されている見積書を添えて、愛川町省エネ家電購入費補助金交付申請予定届出書（第1号様式）を令和8年9月30日までに町長に提出し、確認を受けなければならない。

(交付申請)

第6条 前条の規定により確認を受けた申請者は、設置後、すみやかに愛川町省エネ家電購入費補助金交付申請書（第2号様式）に別表第1に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(審査及び交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、通知するものとする。

(補助金の支払)

第8条 町長は、前条の規定による交付の決定後、補助対象者からの補助金交付請求書（第5号様式）に基づき、補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、補助金の交付決定後に申請者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消し、当該申請者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

附 則

この要綱は、令和8年2月2日から施行する。

別表第1（第6条関係）

申請に必要な添付書類

対象機器	必要な書類
エアコンディショナー 電気冷蔵庫	<p>(1) 省エネ家電製品を購入した際の領収書又はレシートであって、当該省エネ家電製品に係る次に掲げる事項がすべて記載されているものの写し</p> <p>ア 購入日 イ 購入店舗 ウ 型番 エ 購入費用及びその内訳</p> <p>(2) 製造者が発行した省エネ家電製品の保証書の写し</p> <p>(3) 納品書又は配送伝票の写し（購入した家電製品を配送した場合に限る。）</p> <p>(4) 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し</p> <p>(5) その他事業の内容を確認するために必要な書類</p>